

「漁業調整委員会の指示について」

(昭和25年12月27日付け25水第6732号水産庁長官通知)

固定的で融通性の乏しい漁業権の免許内容、許可漁業の取締規則又は免許若しくは許可に附せられる制限、条件では満たし得ない随時的局部的な漁業調整が可能となると同時に漁業権漁業、許可漁業及び自由漁業間の調整も可能

・免許内容・規則・条件

⇒ 固定的で融通性が乏しい

・委員会指示

⇒ 随時的局部的、漁業種類間の漁業調整可能

(一) 漁業権漁業と指示との関係

(二) 許可漁業と指示との関係

(1) 知事の許可漁業と指示との関係

(2) 大臣許可漁業と指示との関係

「漁業調整委員会指示権行使に関する件」

(昭和26年9月14日付け26第6055号水産庁長官通知・

改正昭和31年11月16日付け31水第12193号)

・ 委員会の指示違反ということでは、何ら罰則が加えられず、これを裏付けする法第六十七条第七項(注)現行第120条第11項)の知事の命令があつてはじめて罰則が加えられるものであるから、知事が命令を出せないような内容を指示として出すことは委員会の権威を失墜するものであり、緊急止むを得ないものの外は事前に県と連絡させることが望ましい。

・ 委員会指示については、その指示違反に対する取扱規定からみても漁民の漁場における道義心に信頼し、大多数の関係漁民によって守られることを前提としているので、指示する場合にはその指示が守り得るような限度であり、大多数の漁民に納得され得る内容のものでなければならない。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第50号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和2年5月21日

令和3年2月4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第48号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和2年4月28日

令和3年2月4日一部改正

令和3年4月27日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和2年5月1日から令和3年5月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第49号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和2年4月28日

令和3年2月4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永重昭

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
 - (1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒
 - (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒

キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒
ク	北緯	33度10分57秒、	東経	130度14分14秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分55秒、	東経	130度14分49秒
イ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分34秒
ウ	北緯	33度09分32秒、	東経	130度14分21秒
エ	北緯	33度08分20秒、	東経	130度14分30秒
オ	北緯	33度08分21秒、	東経	130度14分37秒
カ	北緯	33度09分31秒、	東経	130度14分26秒
キ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分40秒
ク	北緯	33度10分52秒、	東経	130度14分53秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分10秒、	東経	130度16分39秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度16分25秒
ウ	北緯	33度09分38秒、	東経	130度16分44秒
エ	北緯	33度06分37秒、	東経	130度15分31秒
オ	北緯	33度06分36秒、	東経	130度15分34秒
カ	北緯	33度09分48秒、	東経	130度16分52秒
キ	北緯	33度09分52秒、	東経	130度16分40秒
ク	北緯	33度10分04秒、	東経	130度16分40秒
ケ	北緯	33度10分07秒、	東経	130度16分44秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度08分42秒、	東経	130度20分05秒
イ	北緯	33度08分00秒、	東経	130度17分26秒
ウ	北緯	33度07分05秒、	東経	130度16分52秒
エ	北緯	33度07分00秒、	東経	130度17分00秒
オ	北緯	33度07分48秒、	東経	130度17分30秒

カ 北緯 33度08分34秒、 東経 130度20分08秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度05分39秒、	東経	130度21分46秒
イ	北緯	33度05分08秒、	東経	130度21分41秒
ウ	北緯	33度04分48秒、	東経	130度21分40秒
エ	北緯	33度03分51秒、	東経	130度21分25秒
オ	北緯	33度03分51秒、	東経	130度21分33秒
カ	北緯	33度04分48秒、	東経	130度21分47秒
キ	北緯	33度05分08秒、	東経	130度21分49秒
ク	北緯	33度05分39秒、	東経	130度21分54秒

(7) 只江川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度07分35秒、	東経	130度10分25秒
イ	北緯	33度07分04秒、	東経	130度10分49秒
ウ	北緯	33度07分02秒、	東経	130度10分45秒
エ	北緯	33度07分32秒、	東経	130度10分19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで(1年間)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第 109 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和 3 年 5 月 25 日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

（ 1 ）令和 3 年 6 月 1 日から令和 3 年 7 月 3 日まで及び令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの期間は採捕してはならない。

（ 2 ）採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯 33 度 05 分 39 秒、東経 130 度 21 分 46 秒

イ 北緯 33 度 05 分 08 秒、東経 130 度 21 分 41 秒

ウ 北緯 33 度 04 分 48 秒、東経 130 度 21 分 40 秒

エ 北緯 33 度 03 分 51 秒、東経 130 度 21 分 25 秒

オ 北緯 33 度 03 分 51 秒、東経 130 度 21 分 33 秒

カ 北緯 33 度 04 分 48 秒、東経 130 度 21 分 47 秒

キ 北緯 33 度 05 分 08 秒、東経 130 度 21 分 49 秒

ク 北緯 33 度 05 分 39 秒、東経 130 度 21 分 54 秒

（ 3 ）採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は 1 隻 1 統とする。また、網漁具の総延長は 250 メートル（仕立て上り）以下、網丈は 9 メートル以下、網の目合は 20 センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

（ 4 ）傘幅 40 センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和3年3月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒

点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒

点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒

点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒

点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒

点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒

点ク 亀瀬灯標

点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒

点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日
昭和56年10月 5日一部改正
平成 5年 1月20日一部改正
令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。

令和2年度機船船びき網（あみ1そう船びき網）漁業許可方針

1 漁業種類

あみ1そう船びき網漁業

2 操業区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。

ア 国営有明干拓福富工区南東端

イ 住之江港導灯後灯

ウ 312号鋼管

エ 329号鋼管

オ 332号鋼管

カ 358号鋼管

キ 360号鋼管

ク 396号鋼管

ケ 365号鋼管及び396号鋼管を結んだ線の延長線と国営有明干拓地区有明工区堤防との交点

520号鋼管、505号鋼管及び沖神瀬灯標を結んだ線の延長線以南の佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

3 操業期間

7月15日から11月30日まで

4 許可の有効期間

許可の日から令和2年11月30日まで

5 許可隻数

30隻以内

6 使用船舶

1.5トン未満

7 制限又は条件

(1) 操業区域 については、第1種区画漁業権（のり養殖業）及び第3種区画漁業権（あげまき養殖業）漁場内で操業してはならない。

(2) 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

8 許可の対象

佐賀県漁業調整規則第24条に規定する者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

ア 准組合員、非組合員

イ 過去1年間に漁業関係法令に違反し、司法処分を受けた者

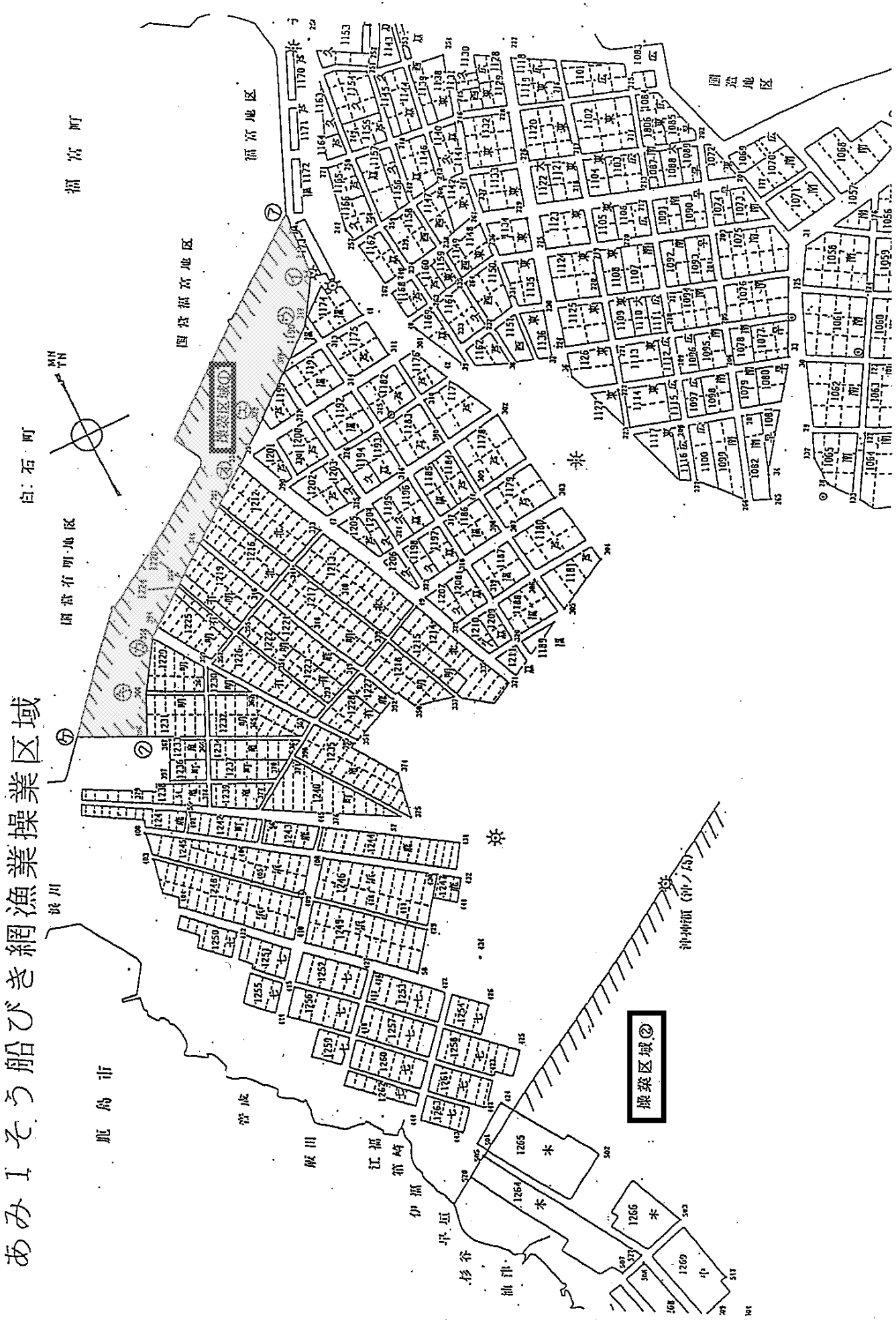
ウ のり養殖業を営む者（同一世帯内で営む場合を含む。）

エ 農業規模3反歩を超える者（同一世帯内で営む場合を含む。）

オ 漁業法（昭和24年法律第267号 平成30年12月14日改正公布）第

41条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者

あみ I 1 船びき網漁業操業区域



機船船びき網（あみ1そう船びき網）漁業許可状況一覧

支所名	H22	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
諸富町											
早津江											
大詫間											
南川副											
広江											
東与賀町											
佐賀市											
久保田町		1		1	1	1	1				
芦刈											
福富町											
新有明											
白石											
鹿島市	1								1	1	
たら	4	4	4	3	3	4	4	4	4	3	4
大浦											
計	5	5	4	4	4	5	5	4	5	4	4
許可枠	50	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
許可期間	H22.7.15 ~ H22.11.30	H23.7.15 ~ H23.11.30	H24.7.15 ~ H24.11.30	H25.7.15 ~ H25.11.30	H26.7.15 ~ H26.11.30	H27.7.15 ~ H27.11.30	H28.7.15 ~ H28.11.30	H29.7.15 ~ H29.11.30	H30.7.15 ~ H30.11.30	R元.7.15 ~ R元.11.30	R2.7.15 ~ R2.11.30
備考											